

◇大阪市記章及び証票規則の一部を改正する規則

- 1 建築物における駐車施設の附置等に関する条例等の一部改正に伴い、必要な規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することにしました。

(計画調整局計画部都市計画課、健康局生活衛生部生活衛生課)